

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項 の農林水産大臣の同意を得 た土地利用方針に係る復興 整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	太陽光発電施設整備事業 (井田川 地区)	井田川地区 (工区)	SGET南相馬 メガソーラー合同会社

図面記号									
M - 2 5									
1 当事者の住所等	当事者の別	氏 名	捺印		住 所				
	譲受人	SGET南相馬メガソー ラー合同会社 代表社員 スパークス・エナジー南 相馬一般社団法人 職務 執行者 北川 久芳	印		福島県南相馬市小高区井田川字北新田681番地				
2 土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	所有権以外の 使用収益権が 設定されてい る場合		土地利用区分	
			登記簿	現 況		種 類	権利者の 氏名又は 名称	農振法	都 市 計画法
	別 紙 の と お り								
	計	4,624.00㎡ (田4,624.00㎡ 畑 0㎡)							
3 権利を設定し又 は移転しようと する契約の内容	権利の種類	権利の設定、 移転の別	権利の設定、 移転の時期		権 利 の 存続期間		その他		
	地上権	設定	復興整備計画 公表後		22年間				
4 転用すること によって生ずる 付近の農地作物 等の被害の防除 施設の概要	土地の造成（地盤改良）により太陽光発電事業用地の排水量が従前よりも大きくなること から、太陽光事業用地を調整池（オンサイト方式）とし、周辺農地への影響を及ぼさ ないよう排水量を調整する。 日照等についても施設が低層であり、周辺農地への影響についても特段の問題はない。								

(別紙)

2の欄 土地の所在等

所 在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合		土地利用区分	
		登記簿	現 況		権利の種 類	権利者の氏名又は名称	農振法	都 市 計画法
小高区井田川字北新田	290番1	田	田	663	-	-	農振地域内 農用地区域内	非線引き都市計画 区域の用途地域外
小高区井田川字北新田	291番	田	田	991	-	-	農振地域内 農用地区域内	非線引き都市計画 区域の用途地域外
小高区井田川字北新田	294番	田	田	991	-	-	農振地域内 農用地区域内	非線引き都市計画 区域の用途地域外
小高区井田川字北新田	490番1	田	田	35	-	-	農振地域内 農用地区域外	非線引き都市計画 区域の用途地域外
小高区井田川字北新田	491番1	田	田	953	-	-	農振地域内 農用地区域外	非線引き都市計画 区域の用途地域外
小高区井田川字北新田	492番	田	田	991	-	-	農振地域内 農用地区域内	非線引き都市計画 区域の用途地域外
計	6筆	4,624.00㎡ (田		4,624.00	㎡	畑	0㎡)	